

認可外保育施設等を利用している
施設等利用給付 2 号又は 3 号認定保護者の皆様へ

岩倉市 こども家庭課

施設等利用費（令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月分）の請求について

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり給付の額及び請求方法等をご案内いたしますので、期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 施設等利用費の給付を受けられる人（対象者）

- ・施設等利用給付 2 号又は 3 号認定を受けている（受けていた）人

2 施設等利用費の給付額

- ・令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間で施設等利用給付 2 号又は 3 号認定を受けていた期間について給付を受けられます。
- ・上記期間の 1 か月ごとに(1)と(2)を比較して低い方の額が給付されます。
(1)実際に施設に支払った利用料（通園送迎費、食材料費、行事費等は対象外）
(2)施設等利用給付 2 号認定の場合は月額 3 万 7 千円、3 号認定の場合は月額 4 万 2 千円。（月の途中から又は途中までの認定の場合は日割り計算。）

3 提出していただく書類

- ①「施設等利用費請求書（償還払い用）」
- ②実際に施設に支払った利用料の領収証の写し
- ③「特定子ども・子育て支援提供証明書」
- ④振込先の口座番号等が確認できる資料（通帳の写し等）

※②③は利用した施設が発行します。今回給付を受けようとする期間について記載されているものを全て添付してください。なお、施設によっては②③が 1 つの様式にまとめられている場合があります。

※きょうだいで同じ口座に振り込む場合は、④の提出は 1 枚で結構です。

4 請求の期限及び提出先

- ・令和 8 年 10 月 16 日（金）までに市役所こども家庭課に提出してください。

5 給付金の支払予定時期

- ・令和 8 年 12 月中旬を予定しています。5 か月分を一括で支払います。

【問合先・提出先】〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 6 6 番地 （提出は郵送可）
岩倉市こども家庭課保育グループ 電話 0587-50-0372（直通）